

次世代育成支援対策特別委員会

報 告 書

平成17年1月

次世代育成支援対策特別委員会

目 次

はじめに	1
委員会の活動状況	2
次世代育成支援対策の推進に向けた課題と提言	4
1 少子化の現状と将来への影響	4
(1) 少子化の現状	4
(2) 少子化が与える影響	4
2 次世代育成支援対策の推進	5
(1) 地域における子育ての支援	5
(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	7
(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進	8
(4) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	9
(5) 子育てを支援する生活環境の整備	10
3 子どもの生きる力の育成（子どもの心身の健全やかな成長に資する教育環境の整備）	12
(1) 次代の親の育成	12
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	12
(3) 家庭や地域の教育力の向上	13
(4) 学校における障害児施策の充実	13
おわりに	15
委員会委員名簿	17
調査関係部課	18

はじめに

少子化の急激な進行と子どもを取り巻く地域社会や家庭環境の大きな変化は、我が国の社会経済全体に急速な構造的変化をもたらし、活力ある社会の維持に重大な影響を及ぼすことが予想されている。

こうしたことから、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備などの対策の推進や、子どもが主体的に生きる力の育成などが喫緊の課題となっている。

このため、平成15年に制定された次世代育成支援対策推進法では、地方公共団体が地域行動計画を策定して子育て環境を整備するための対策を推進するとともに、民間企業の事業主等が事業主行動計画を策定して子育て支援に関する雇用環境を整備するなどの取組を求めている。

このような状況にあって、本委員会は、次世代育成支援対策を計画的かつ集中的に推進し、子育てを社会全体で支え、安心して子どもを産み育てるとともに、子ども自身が健やかに成長することのできる環境を早期に実現するための方策について調査研究を行ってきたところであり、本報告書は、その結果をとりまとめたものである。

委員会の活動状況

- 1 平成16年3月24日(水)[第1回委員会 定例会中]
 - (1) 第275回定例会において、本委員会が設置され、委員が選任された。
 - (2) 正副委員長の互選の結果、委員長に高岡真琴委員が、副委員長に山田美也子委員が当選した。
 - (3) 閉会中の継続調査事件として、次の2件を議長に申し入れ、議決された
 - 「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備に関する調査研究について」
 - 「子どもの生きる力の育成に関する調査研究について」
- 2 平成16年4月23日(金)[第2回委員会 閉会中]
 - (1) 重点テーマを協議し、次のとおり決定した。
 - 「次世代育成支援対策を推進するための効果的な施策の提言について」
 - 「次世代育成支援対策を実効あるものとする子どもの生きる力の育成に向けた環境等の整備について」
 - (2) 年間活動計画を協議し、決定した。
- 3 平成16年6月9日(水)[第3回委員会 定例会中]
 - 「少子化の現状と家庭及び地域を取り巻く環境の変化」について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
- 4 平成16年7月26日(月)[第4回委員会 閉会中]
 - 「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備(子どもの生きる力の育成)」について、執行部から説明を受け、意見交換を行った。

- 5 平成16年9月1日(水)〔第5回委員会 閉会中〕
「少子化と県民意識等の現状」及び「次世代育成支援に関する現状と課題及び関連事業等」について、執行部から、説明を受け、質疑を行った。
関係課：商工労働観光部労政課

- 6 平成16年9月1日(水)～9月2日(木)
〔第6回委員会 県外現地調査 閉会中〕
「神戸市総合児童センター」を訪問し、神戸市における次世代育成支援にかかる施策及び、同センターにおける事業概要等について、説明を受け、意見交換を行った。

- 7 平成16年10月4日(月)〔第7回委員会 定例会中〕
「要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進」及び「子育てを支援する生活環境の整備」について、説明を受け、意見交換を行った。
関係課：土木部道路維持課
土木部都市計画課
土木部住宅課

- 8 平成16年10月27日(水)〔第8回委員会 閉会中〕
「中間取りまとめ(案)」について、検討を行った。

- 9 平成16年12月21日(火)〔第9回委員会 定例会中〕
報告書(案)について、検討を行った。

次世代育成支援対策の推進に向けた課題と提言

1 少子化の現状と将来への影響

(1) 少子化の現状

県では少子化対策について、従来から様々な取組を行ってきたが、平成15年の合計特殊出生率が1.38（国は1.29）となるなど、依然として少子化が進行しており、人口を維持するのに必要な水準を大幅に下回る状況となっている。

また、本県の人口構成を見ると、年少人口（14歳以下）の割合が減少し、生産年齢人口（15～64歳）も平成5年をピークに減少し続けている一方で、老年人口（65歳以上）は年々増加してきている。

近い将来、これまで増加してきた本県の総人口は減少に転じると予測され、推計によると、平成32年には約197万8千人で、昭和50年に比べ、年少人口が半減、老年人口が3倍強となると予想されている。

こうしたことから、少子化対策の推進は、県の最重要課題の一つであると考えられる。

(2) 少子化が社会・経済に与える影響

急激な少子化の進行は、今後、社会保障を始めとして、本県の社会経済全体に急速な構造的変化をもたらし、活力ある社会の維持に重大な影響を及ぼす恐れがある。

具体的には、労働力人口の減少に伴う労働力供給の減少や年金、医療、福祉等の社会保障分野における現役世代の負担の増大に伴う貯蓄率の低下などにより、投資や労働生産性の上昇が抑制され、経済成長率の低下などの社会的影響が懸念される。

また、単身者や子どもものいない世帯が増加し、社会の基礎的単位である「家族」の形態が変化して、家族意識の希薄化

がもたらされる可能性がある。さらに、子ども数の減少による子ども同士の交流の機会の減少や、過保護化などにより、子どもの社会性が身に付きづらくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響も懸念される。

一方で、人口の減少と高齢化の進行により、市町村によっては、介護保険や医療保険など住民に対する基礎的サービスの提供が困難になったり、道路、河川、田畑、山林などの社会資源や自然環境の維持管理に支障を来すことも懸念される。

2 次世代育成支援対策の推進

(1) 地域における子育ての支援

平成15年に、県が市町村と共同で実施した「次世代育成支援に関する実態調査」によると、子育てに関する悩みや不安感・負担感について、「非常に不安や負担を感じる」と回答した者と「何となく不安や負担を感じる」と回答した者とを合わせると、就学前児童調査で51.1%、小学校児童調査で48.5%となり、五割前後の人が不安や負担を感じている。

現在、県では、「とちぎ子どもプラン」に基づき、市町村が実施する「子育てサロン」、「ファミリー・サポート・センター」、「地域子育て支援センター」などの設置を促進している。併せて、低年齢児保育や延長保育、障害児保育などの特別保育事業や、幼稚園における子育て支援事業など多様な保育サービスも充実させるなど、子育て家庭に対する育児や育児不安等についての相談・支援体制の整備に努めている。

しかしながら、共働き家庭の増加や勤労形態の多様化などにより、家庭での保育がより困難な状況となっていることから、これらのニーズへの的確な対応が必要となる。このため、引き続き、保育所と幼稚園の連携を図りながら保育サービスの量的、質的な充実を図る必要がある。

さらに、近年、家庭や地域における子どもの養育力が低下

してきていることから、来年度以降全市町村に配置される予定の「子育て支援総合コーディネーター」による整合性のあるサービスの提供や適切な形でのベビーシッター的役割を担う「保育ママ」の普及といった支援策が、今後、必要となる。

また、「ファミリー・サポート・センター」については、地域の人たちが相互に子育てを援助するものであることから、地域に根ざしたものとして、今後、特に、普及拡大を図る必要がある。

また、昼間保護者が家にいない小学校低学年児童等を対象とする「放課後児童クラブ」についても、利用者数が年々増加していることから、同様に、整備の促進を図る必要がある。

平成14年1月に、国において公表された「日本の将来推計人口」では、少子化の主な原因とされている晩婚化・未婚化という現象に加え、結婚した夫婦が生む子どもの数そのものが減少する現象もみられ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予測されている。

この推計の基礎となった、平成12年度の国勢調査の結果では、男性の30～34歳の未婚率が約43%、女性の25～29歳の未婚率が約54%と、昭和50年に比べ、それぞれ、男女ともに3倍近く上昇し、晩婚化・未婚化がより進んでいることが示されているが、同時に、夫婦の出生力の低下もみられるようになってきた。

この現象は、結婚により家庭を持つことで想起される、仕事との両立への不安、経済的基盤の脆弱性、子育ての負担感などの、将来への不透明感が複雑に絡み合ったものが原因ではないかと考えられる。

もとより、結婚や出産などは、個人の信条や考え方にもとづくものであり、行政がどこまで関与すべきかは難しい課題であるが、結婚相談員への支援や若者の出会いの場の提供な

ど結婚を支援する施策について、積極的に、検討、研究する必要がある。その際、商工業や農林業の関係団体などとの連携についても検討を行うべきである。

また、結婚し家庭を築き子どもを持つことの素晴らしさや楽しさについても、意識啓発を行う必要がある。

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

県では、母子ともに安心して、妊娠・出産ができるよう、総合周産期母子医療センターを中心とした総合的な周産期医療を提供している。加えて、周産期以後、子どもの心身の健康を増進するためには、さらに、乳幼児の疾病や障害に対して、早期の発見や対応が求められるところであり、今後の健康診査や療育相談の充実が必要である。

一方で、最近、食生活の乱れなどにより、生活習慣病の低年齢化等が社会問題となっている。子どもがバランスのとれた食習慣を身につけるには、家族形成や人間性の育成など食を通じて心と体の健全育成を図る「食育」の推進が重要である。そのためには、家庭や保育所、幼稚園、学校、地域等が一体となって取り組むための支援体制づくりが必要である。

また、近年、本県においても、性行動の問題、喫煙や飲酒、過剰なダイエット、不登校やひきこもりなど思春期における問題が多様化、深刻化している。

特に、10代の人工妊娠中絶実施率は、全国平均を上回っており、望まない妊娠を防ぐために、正しい知識の普及、啓発が大切である。現在、県においては、保健福祉部と教育委員会とが連携して、同年代の「ピアカウンセラー」が、「仲間」という立場で、思春期の悩みや相談に気軽に応じる「ピアカウンセリング」を実施している。今後は、性行動の問題だけでなく、他の多様な問題にも対応していくことが必要である。

(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育てに関する国等の調査、研究によると、男女とも長時間労働者の比率が高い地域ほど出生率が低い傾向にある。父親の14%が、帰宅時間が深夜に及んでおり、中でも、子育て期にある30歳代の就業時間は最も長く、2割以上が週に60時間以上になっている。これらの父親が育児に参加することを可能にするためにも、子育て家庭の労働時間の短縮を図る必要がある。

一方、主要先進国における男性の家事時間の割合と出生率との関係を見ると、男性の家事時間が短い国ほど出生率が低い傾向があり、出生率の低下を防ぐには男性の家事時間を増やす必要があると思われる。

平成15年に、県が実施した「父親の育児参加促進事業に向けた県民意識・事業所実態調査」によると、本県では、育児休業制度の規定を整備している事業所は53.1%と約半数に止まっている。育児休業の取得状況は、女性の82.5%に対し、男性の取得者は皆無であり、県において、現在実施している「子育てに優しい事業所の表彰」や「仕事と家庭の両立推進研修会」に加え、事業所における子育てしやすい職場環境づくりを支援する施策の充実が必要である。

同時に、職場の雰囲気や理由として育児休業を断念した人も多いことから、男性を含めて職場優先の意識を改革し、育児休業の取得が促進されるよう意識啓発を図ることが重要である。

さらに、育児休業を制度として形骸化させないよう、経営者との意見交換などを通じた粘り強い意識啓発も必要である。

また、近年、若年失業者やいわゆるフリーターが増加しているが、安心して子を産み、育てることのできる生活基盤を築くためには、若者の職業的自立を図ることが重要であることから、積極的な就職支援に取り組むことが求められる。

(4) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

本県の児童虐待相談処理件数は、平成2年度以降、国と同様、増加傾向にある。

児童虐待は、子どもの心に深い傷を負わせ、健全な成長を阻害する大きな要因になることから、県では、平成12年度の児童虐待防止法の制定などを踏まえ、これまで児童相談所など関係機関における人材の確保や相談体制の整備等の各種強化策を講じてきた。

併せて、被虐待児の受け皿となる児童養護施設における個別対応職員の配置や、被虐待児を専門的に委託する専門里親の養成にも努めてきた。

しかしながら、今年度に入り、県北地区の団体における虐待の通告や小山市における男児兄弟の誘拐殺人という痛ましい事件が発生している。

平成16年10月1日から、改正児童虐待防止法が施行され、虐待を受けた場合だけでなく、虐待を受けたと思われる場合も通告の対象とする範囲の拡大や、児童相談所などの警察署長に対する援助要請等の義務づけなどがなされた。さらに、今後、児童福祉法の改正も予定されており、平成17年4月1日からは、市町村が児童虐待に関し「一義的な対応」を担うこととなる予定である。

これらのことから、今後、児童相談所は、市町村や警察署と充分連携し、地域の情報が活用される体制や枠組みを構築し、虐待防止や虐待の早期発見、発見後の対応について、より踏み込んだ取組を行う必要がある。

また、児童虐待防止に地域の情報が十分に活かされるためには、地域住民に密着した民生・児童委員や主任児童委員の協力が不可欠であることから、連携を充分に図ることのできる体制の強化や、効果的な研修体系の整備が重要である。

同時に、県は、児童虐待に適宜、適切に対応するため、現場の声を十分反映させて、必要な職員の配置や児童相談所内における適切な対応体制の整備を図るべきである。

また、育児支援のための家庭訪問や健康診査の場の活用など、より踏み込んだ形での虐待防止策を展開し、子育て家庭を孤立させないことも重要である。

近年の離婚件数の増加に伴い、母子家庭などのひとり親家庭が増加している。

ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という2つの役割を1人で担っているため、子どもの養育や家事負担から、住居問題、就業面、収入面までと日常生活に多くの課題を抱えている。

県においては、これまでも、児童扶養手当の支給などの様々な経済的支援、母子自立支援員や民生・児童委員による相談支援などを行っているが、今後は、それらに加え、就業のあっせんや就業を支援する講習会、さらに就学などの理由で一時的な生活援助が必要となった場合の支援などにより、ひとり親家庭の自立を計画的に促進していく必要がある。

また、父子家庭に対する支援は手薄であり、特に、生活支援や各種相談機能の充実が必要である。

(5) 子育てを支援する生活環境の整備

住宅の居住水準の低さが、子育て世帯が子どもを生き育てることをためらわせる要因の一つになっているともいわれている。

また、「次世代育成支援に関する実態調査」や国が実施した調査によれば、母親から、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい。」という回答が多くあった。

更に、子どもを連れての外出の際に困ることとして、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」、「子どもが安全に歩ける歩道がない」、「子どもと休憩する場所がない」、「歩道や信号がない通りが多く、安全に心配がある」、「緑や広い歩道がない等、街並みにゆとりやうるおいがない」といった意見が多くみられる。

これらの結果からも、良質な住宅や良好な居住環境の確保、子どもや妊産婦、親子連れが安心して外出できる環境の整備など子育てしやすい快適な生活環境の整備が求められていることがわかる。

このうち特に、通学路（歩道）を始めとする交通安全施設の整備については、子どもを交通事故の被害から守るため、市町村と連携し、危険な箇所等を優先して、早期に整備を進める必要がある。

また、「ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、公共的施設のバリアフリー化を促進する必要がある。

3 子どもの生きる力の育成（子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備）

(1) 次代の親の育成

核家族化の進行や一人っ子の増加等により日常の生活の中で乳幼児とふれあう機会が減少し、自分が親になるまで、赤ちゃんを抱いた経験のない若者が増えている。

このことが、自分が親になった時の育児不安の増大にもつながると考えられることから、子育てに関する予備体験の機会を提供するとともに、地域の大人が次代の親を育む仕組みづくりや具体的な活動を展開していく必要がある。

また、一人前の職業人として自立し、安定した生活基盤を築くことができるよう、キャリア形成を図り、それぞれの適性にあった就職を支援することが必要である。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

県では、「いきいき栃木っ子3あい運動」を基盤として、豊かな心を育む教育の推進に努めてきた。

学校・家庭・地域社会が連携・協力を図りながら、命や人権を尊重する心、他者と協調し他者を思いやる心の育成など「心の教育」の充実に努めるとともに、児童生徒がいきいきと学校生活に励むことができる教育環境を整備するための教育相談体制を充実する必要がある。

これまでの学校教育においては、児童生徒に「生きる力」を育むことを基本的なねらいとし、確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を兼ね備えた児童生徒の育成に努めてきた。

今後も、小規模校や複式学級など地域の特殊性も考慮しながら、児童・生徒が自ら学び、自ら考える教育を重視して、知・徳・体の調和のとれた教育を展開することが求められている。

なお、質の高い教育を維持するためには、採用に際して質の高い教員を確保することや、教員の質の向上を図るための研修の充実が必要である。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子育てについて第一義的な責任を負うのは家庭であるが、子どもを社会全体で育てるという観点から、学校・家庭・地域社会の連携の下、家庭や地域の教育力を高めるための支援体制を充実することが求められている。

このためには、家庭教育の重要性について考えるための学習機会の提供や啓発活動、様々な親の悩みに対応できる相談体制の充実、さらには、地域社会が、家庭における子育ての補完的な機能を一層果たしていけるよう、その意識の涵養や体制整備が必要である。

また、地域の教育力を高めるためには、地域に根ざしたスポーツ活動や文化活動を促進することも重要である。

これまで、普及啓発・相談事業や家庭教育支援の指導者の養成、交流活動や学習活動を推進するための事業を実施するとともに、地域の大人が子どもを育む仕組みづくりを行うなど、家庭教育を支援する様々な活動に取り組んでいるが、今後とも、こうした活動をさらに充実し、家庭や地域の教育力の向上を図る必要がある。

(4) 学校における障害児施策の充実

盲・聾・養護学校は、地域の特別支援教育のセンター的な役割を担っており、その専門性を生かした教育・相談活動を充実する必要がある。さらに、県域並びに地域においては、一人ひとりが将来自立した生活を送れるよう、教育、福祉、医療、労働等が一体となって相談・支援が行える体制を整備していく必要がある。

また、LD（学習障害）児やADHD（注意欠陥多動性障害）児などに対応できるような専門性や高い指導力を持った教員を養成し、確保することが求められている。

おわりに

将来、人口構造が安定するまでの間、高齢者の増加とあいまった人口構造のひずみが、我々の社会経済生活に及ぼすであろう様々な影響について、深く憂慮せざるを得ない状況にある。

このため、次世代育成支援対策推進法は、平成17年度からの10年間を集中的な計画期間に据え、都道府県、市町村、一定規模以上の事業主等に、それぞれの担うべき役割に応じた行動計画の策定と実施を義務付けている。

本県では、既に従来から各種の相談支援事業、保育サービスの充実、乳幼児・妊産婦医療費への助成、育児休業等の取得促進、要保護児童対策や子どもの生きる力を育成するための教育環境の整備などの諸事業を実施しているが、今後は、これに加え、市町村や民間事業者を始めとする関係機関や団体等との連携を図りながら、本委員会の提言を十分に踏まえ、新たな事業を積極的に展開する必要がある。

また、今後の労働力人口の減少に伴い年金、医療、福祉等の社会保障分野における現役世代の負担が増大することや、国における社会保障給付費に占める高齢者関係給付費と児童・家庭関係給付費の割合が約19対1とドイツやスウェーデンに比べ極めて低い割合となっていることから、税負担の見直しや予算の適正な配分についての検討も待たれるところである。

県においては、「多子社会とちぎ」の建設に向け、次世代の育成が継続的かつ安定的になされる栃木の実現を目指し、そのビジョンを明らかにすることが、重要な課題であると認識する。

今般の行動計画の策定を契機として、子育てを社会全体で支援する仕組みを構築し、改めて、県民が家庭や子育てに夢を持ちつつ、次代を担う子ども達を安心して生み育てることが

できるよう、子育て環境の整備に全力を挙げて取り組まれんことを、本委員会として強く望むものである。

委員名簿

次世代育成支援対策特別委員会

委員長	高岡真琴
副委員長	山田美也子
委員	大豆生田実
	上野通子
	本多勝美
	小瀧信光
	五月女裕久彦
	高橋修司
	花塚隆志
	渡辺直治
	青木務
	島田文男
	手塚功一

調査関係部課

保健福祉部

保健福祉課

児童家庭課

教育委員会事務局

総務課

施設課

教職員課

学校教育課

特別支援教育室

生涯学習課

スポーツ振興課

健康福利課